少年の薬物乱用防止パンフレット（小学生用）　令和８年度版

ことわる勇気！ ストップ薬物乱用

北海道警察のシンボルマスコット ほくとくん

北海道警察

近年、大麻乱用が若者を中心に広がっています。
大麻は、麻薬及び向精神薬取締法で規制されている薬物の一つです。





大麻は、どのような薬物ですか？

大麻とは、アサ科の植物の大麻草とその製品のことを言います。大麻は「マリファナ」「ハッパ」「ハシッシュ」などと呼ばれることもあります。
乾燥した大麻は、茶色又は草色です。板状や液状にしたものもあります。





最近では、「大麻リキッド」や「大麻ワックス」のほか、大麻成分入りのキャンディーやクッキー、チョコレートなどの食品が販売されていることがあるため、注意しましょう。



大麻リキッド▲





大麻を使うと、どのような作用がありますか？

大麻を使うと、視覚、聴覚などの感覚が過敏になり、集中力が欠けたり、感情が不安定になったりします。このため、興奮状態になって、幻覚や妄想に襲われるなどの精神障害が現れるようになります。



大麻乱用は厳しく処罰されます

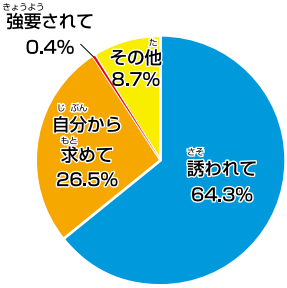
麻薬及び向精神薬取締法での罰則（例）

- 持っていたり、人に渡したりすると、罰として最高７年間、刑務所に入れられる罪になります。
- 輸入や輸出をしたり、栽培したりすると、罰として最高７年間、刑務所に入れられる罪になります。
- 令和６年12月から使用（使うこと）も処罰対象（刑務所に入れられる罪）となっています。

！！！！！大麻乱用のきっかけ！！！！！

令和７年に実施した警察庁の大麻乱用者の実態に関する調査結果によると、初めて大麻を使用した年齢は、「20 歳未満」が最も多く、最年少は 11 歳でした。

20 歳未満の大麻乱用者が、大麻を初めて使用したきっかけは、右のグラフのとおり、「誘われて」が最多でした。また、その時の動機については、「好奇心や興味本位」と回答した人が最多でした。



「１回くらいなら大丈夫」、「大麻は他の薬より安全、害はない」、「大麻は依存症にはならない」などと言って誘ってきます。このような誤った情報を信じて、軽い気持ちで大麻を使ってしまうことは大変危険です。

誘いの言葉にだまされないように！



もし大麻使用に誘われたら…



きっぱり断る！

その場から離れる！

専門の窓口に相談！

大麻以外の乱用される薬物

覚醒剤

覚醒剤を使うと、気分が高まり、疲れが取れたように感じますが、効果が切れると、強い疲労感やだるさ、脱力感に襲われます。

覚醒剤は特に依存性が強く、使い続けると、幻覚や妄想が現れるほか、錯乱状態になって発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることもあります。



MDMA

ＭＤＭＡを使うと、視覚や聴覚が変化し、不安や不眠に悩まされることがあります。また、強い精神的依存性があり、使い続けると錯乱状態になってしまうことがあります。

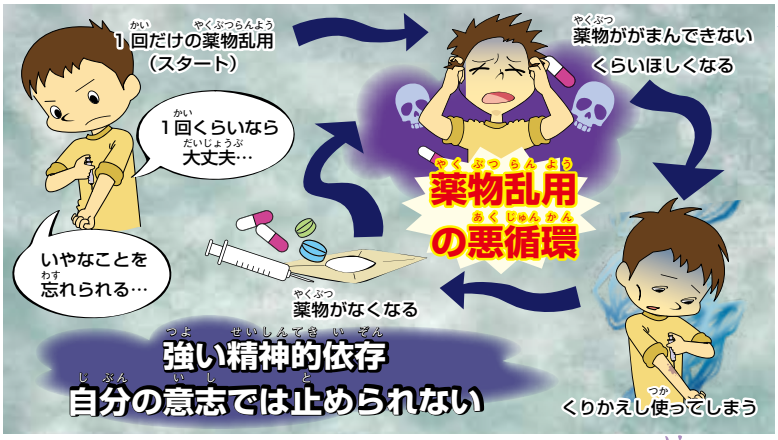
時には、ショック症状から死んでしまうこともあります。



危険ドラッグ



危険ドラッグを使うと、幻覚や幻聴などの症状が現れ、中には、意識がなくなったり、痙攣したりして、病院に運ばれるケースなどが数多く発生しています。



薬物を乱用すると

中枢神経に作用

↓

依存症
（薬を求める）

↓

耐性
（薬物使用量が増える）

↓

乱用をやめても…

フラッシュバック
（再燃現象）

薬物乱用は一度でも犯罪です！



インターネット上の風評にご注意！

※インターネット等において「大麻には害がない」などの間違った情報が広まり、外国によっては、犯罪や違反にならないといった国際的な流れもありますが、日本では法律で禁じられています。大麻の成分が脳に作用し、学習能力が低下するなど、心や身体に悪い影響があると言われています。

大麻以外にも薬物は、法律で厳しく禁止されています。

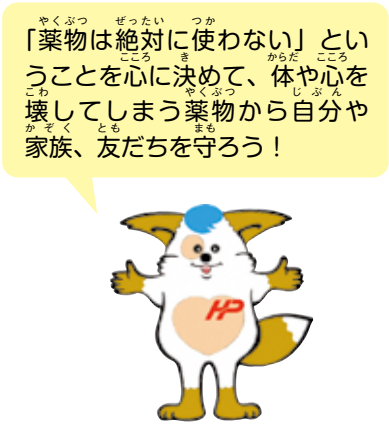
薬物名	法律	罰則
覚醒剤	覚醒剤取締法	持っていたり、人に渡したりすると、罰として最高10年間、刑務所に入れられる罪になります。
MDMA	麻薬及び向精神薬取締法	持っていたり、人に渡したりすると、罰として最高7年間、刑務所に入れられる罪になります。
危険ドラッグ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	指定薬物に指定されている危険ドラッグの成分となる薬を持っていたり、買ったり、人からもらったりすると、罰として最高3年間、刑務所に入れられたり、最高300万円の罰金を支払う罪になります。

「オーバードーズ」「OD」って何？

医薬品を、決められた量を超えてたくさん飲んでしまうことを指して、「オーバードーズ」と言われています。

かぜ薬や咳止め薬などを、かぜや咳の症状を抑えるためではなく、感覚や気持ちに変化を起こすために大量に服用するケースが見られ、たくさん飲んでしまうと、身体に大きなダメージを与え、肝臓が壊れてしまったり、死んでしまったりする恐れもあります。







少年相談１１０番

0120−677−110

（通話料金無料）

受付：午前８時45分～午後５時30分（時間外と土日祝日は留守番電話）

◇悩んだり、困っていたりしていることがあれば、相談してください。
相談は、匿名でもかまいません。

少年相談（ヤングメール）

北海道警察ホームページ　https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp

担当者から電話などで回答する場合もありますので、名前、電話番号などをお知らせください。なお、メールによる回答は行っていません。

○覚醒剤等薬物乱用をはじめ、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などについて、困っていることや悩んでいることなどがあれば、ご相談ください。なお、児童虐待に関する休日、夜間の相談は「＃９１１０」へおかけください。

○お近くの警察署、交番、駐在所でも各種相談に応じています。

○事件・事故など急を要するものは、「１１０番」通報をお願いします。

編集／北海道警察本部生活安全部少年課